

(別紙)

商 工 第 1 5 3 号
令和 7 年 6 月 12 日

茨城県知事 殿

水戸市長 高 橋 靖

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年 6 月 3 日付け茨城県告示第 229 号により公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 1 項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 COMBOX 310

所在地 水戸市宮町一丁目 107 番地 1

2 届出者

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大山 一也

(2) 住 所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番地 1 号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
特にありません。		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第 4 条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。